

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年10月1日（平成30年（行個）諮問第168号）

答申日：平成30年12月10日（平成30年度（行個）答申第149号）

事件名：本人に係る「特定日付け行政不服審査請求書」に受付印の押印がされたものの不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私開示請求人が厚労省大臣官房総務課に平成30年特定月日A付けて行政不服審査請求書を請求（別紙添付）し、審査請求書に受付印の押印がされたもの。1枚目の一部について。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年6月14日付け厚生労働省発総0614第1号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

（前略）

総務省行政管理局の「行政不服審査法審査請求事務取扱マニュアル（以下、第2において「マニュアル」という。）9ページをみると、「審査が不適法であっても、審査請求人が審査請求を行う意思が明確であれば、審査請求書の提出を受けることを拒むことはできない。（法には審査請求を不受理とすることを認める規定はない。）」であるから、提出した審査請求について平成30年特定月日A審査請求書には、受付印が押印、文書受付簿に記録されていなければならない。

審査請求の受付は審査請求人の意思が優先され、厚生労働省の意思が優先されるものではないので、審査請求の適法の確認もせずに、審査請求人に対し、説明も一切ないまま「書類一式は返送させていただきます。」とある事務連絡文書での一方的な返却はあり得ない。

厚生労働省大臣官房総務課情報公開文書室の担当職員が自ら判断し、審査請求人に返却したものであるため、厚生労働省発総0614第1号は保有していないことは当然の事実で、違反であり、違法である。

マニュアル9ページに、「審査請求の意思の有無の確認後、当該文書提出者が審査請求の意思がない旨の意向を示した場合においても、これらの処理経過については、後日、審査庁の担当職員が不当に審査請求を取り下げたといった主張等が行われる可能性を考慮し、記録を作成しておくことが考えられる。」であるから、厚生労働省大臣官房総務課情報公開文書室には、処理経過について作成された記録簿の提示を求める。

行政不服審査法の審査請求の手続き、補正命令は、審査請求人の意思を確認しながら、適法について協力のもとに進められなければ双方の責務は果たせないと考えられるが、意思の確認、説明も一切ないことは違法と言わざるを得ない。

及び、返却された封筒は、大臣官房総務課情報公開文書室とだけゴム印が押印されており、所在地や行政庁名の記載もなく、一般的常識から逸脱している。

(後略)

(2) 意見書

(前略)

当然ながら、厚生労働省発総0614第1号は取り消しできるはずがない。なぜなら、違法、不当により処分庁が審査請求人の承諾もなく、一方的に返却してきたもので、返却された証拠もある。

(中略)

従って、審査請求書を審査請求人に返却する行為は、マニュアル9ページのイ欄は、「法には審査請求を不受理とすることを認める規定はない。」であるから、行政不服審査法3条規定の当該不作為についての審査請求をすることができることをできないようにしている違反は処分庁であって違法である。

(後略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成30年5月28日付けで、処分庁に対して、法13条1項の規定に基づき、「私開示請求人が厚生労働大臣官房総務課に平成30年特定月日A付けで行政不服審査請求書を請求し、審査請求書に受付印の押印がされたもの。1枚目の一部について。」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が平成30年6月14日付け厚生労働省発総0

614第1号により不開示決定（原処分）を行ったところ、請求者はこれを不服として、同年7月4日付け（同月6日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法18条2項の規定により不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 原処分に至る経緯等について

平成30年特定月日A付けの審査請求書（以下「本件対象審査請求書」という。）については、本来であれば、本件対象審査請求書に受付印を押し、文書受付簿に記載する等により、その年月日を記載すべきであったが、本件対象審査請求書の記載内容は、平成29年特定月日付けの審査請求の不作为に対する審査請求であり、同審査請求の内容は、個人情報保護法で規定されている保有個人情報内容の訂正に関する審査請求であるが、同法では審査請求について規定されておらず、また、個人情報取扱事業者等に対して必要な指導及び助言をすることができるのは、個人情報保護委員会と規定されていることから、厚生労働省での担当部局はなく、対応できないものとして判断し、本件対象審査請求書を、受付せず審査請求人に返却してしまった。

(2) 原処分の妥当性について

上記(1)から、本件対象保有個人情報は取得・保有しておらず、原処分は妥当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成30年10月1日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年11月2日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 同月15日 | 審議 |
| ⑤ | 同年12月6日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙に掲げる1及び2に記載された保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、別紙に掲げる1に記載された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、審

査請求人は、原処分取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 諮問庁は、本件対象保有個人情報を保有していないことについて、理由説明書（上記第3の3（1））において、以下のとおり説明する。

本件対象審査請求書については、本来であれば、本件対象審査請求書に受付印を押し、文書受付簿に記載する等により、その年月日を記載すべきであったが、本件対象審査請求書の記載内容は、平成29年特定月日付けの審査請求の不作为に対する審査請求であり、同審査請求の内容は、個人情報保護法で規定されている保有個人データ内容の訂正に関する審査請求であるが、同法では審査請求について規定されておらず、また、個人情報取扱事業者等に対して必要な指導及び助言をすることができるのは、個人情報保護委員会と規定されていることから、厚生労働省での担当部局はなく、対応できないものと判断し、本件対象審査請求書を、受付せず審査請求人に返却してしまった。

(2) 諮問庁から、審査請求に関する受付簿及び本件対象審査請求書を審査請求人へ返却した際に添付した平成30年特定月日B付けの事務連絡文書の提示を受けて確認したところ、審査請求に関する受付簿には、当該審査請求を受け付けた旨の記載はなく、本件対象審査請求書を返却した際に添付した事務連絡文書には、特定月日Bに審査請求人に対して、本件対象審査請求書を返却する旨が記載されていることが認められる。

(3) 以上より、本件対象審査請求書に受付印を押し、文書管理簿にも記載しなかったとの上記（1）の諮問庁の説明を覆すに足りる事情も存しない上、上記（2）のとおり、本件対象審査請求書は、平成30年特定月日Bに厚生労働省から審査請求人に対して返却されているものと認められることから、本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

(4) したがって、厚生労働省において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件開示請求は、別紙に掲げる1及び2に記載された保有個人情報の開示を求めるものであるところ、原処分においては、別紙に掲げる1に記載された保有個人情報についてのみ不開示決定が行われており、別紙に掲げる2に記載された保有個人情報については、未だに開示決定等が行われて

いない状態となっている。

この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し説明を求めさせたところ、処分庁が、別紙に掲げる2に記録された保有個人情報についての開示決定等を失念していたためであるとのことであった。

処分庁においては、別紙に掲げる2に記録された保有個人情報について、早急に開示決定等を行うべきであり、今後、開示決定等に当たっては、同様の事態が生じないように、正確かつ慎重な対応が望まれる。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

- 1 私開示請求人が厚労省大臣官房総務課に平成30年特定月日A付けで行政不服審査請求書を請求し、審査請求書に受付印の押印がされたもの。1枚目の一部について。
- 2 大臣官房総務課の行政不服審査請求に係る文書受付簿で、私開示請求人が平成30年特定月日A付けで行政不服審査請求をしたことが記載されて記録されている一部についてのみの開示。